

今月のトピックス

「石油ふろがま」、「まき兼用機器[※]」、「石油給湯機」による事故が平成17年度から平成21年度の5年間に663件発生しました。このうち、死亡事故が10件、重傷事故が6件、一室以上の火災が159件ありました。

「石油ふろがま」と「まき兼用機器」は、空だきやたき口からの火の粉が原因での事故といった、誤った使用や不注意による事故が多く発生し、「石油給湯機」では、リング(パッキン)劣化による事故といった、経年劣化による事故が多く発生しており、これらの製品による事故は10月以降に増加しています。取扱いには十分注意していただき、不具合がみられたり、長期に使用している場合はメーカーによる点検を受けてください。社告・リコール中の製品による事故も発生していますので、該当製品かどうかを確認してください。 ^{※まき兼用石油ふろがまなど、まきが使用できる機器}

詳細な情報は、(独)製品評価技術基盤機構のホームページをご覧ください。
(<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs101027.html>)

◆事故件数(平成17年度～21年度)

	総件数	主な内訳		
		死亡	重傷	一室以上の火災
石油ふろがま	119	2	2	55
まき兼用機器	111	7	0	74
石油給湯機	433	1	4	30

石油ふろがまと石油給湯機は、「長期使用製品安全点検制度」の対象製品です。購入時に、所有者登録をしましょう。

◇平成22年10月の重大製品事故公表情報(消費者庁)

[単位:件 ()内は長野県内での発生件数]

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故							その他の主な製品の内訳
	電子レンジ	電気衣類乾燥機	電気洗濯乾燥機	エアコン(室外機)	蛍光灯	その他		
19	21 (1)	4	2	2	2	2	9	・扇風機 ・IH調理器 ・暖房便座 ・液晶テレビ(DVD一体型) ・携帯型音楽プレーヤー ・電気ストーブ(ハロゲンヒーター) ・電気脱臭装置 ・デスクトップパソコン ・ビデオデッキ

※ 詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

ライターは正しく捨てましょう!

使い捨てライター等の事故が多発していることから、「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました(平成22年12月27日施行)。これにより、平成23年9月27日以降は安全対策を施したことを示すPSCマークのあるライター以外は販売できないこととなります。子どもの力では押せないよう着火スイッチを重くしたり、ストッパー等の安全装置を組み込んだCR(チャイルド・レジスタンス)機能付ライターの販売はすでに進んでいますので、参考にしてください。

また、不要なライターについてはガス抜きをして、自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。消費者庁等関係省庁が連携して、ライターの適切な廃棄についてリーフレットを作成していますので、参考にしていただき、回収時の発火事故を防ぐためにもライターは正しく捨てましょう。

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話:026-223-6770

ホームページ:<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>

ライターは正しく捨てましょう！



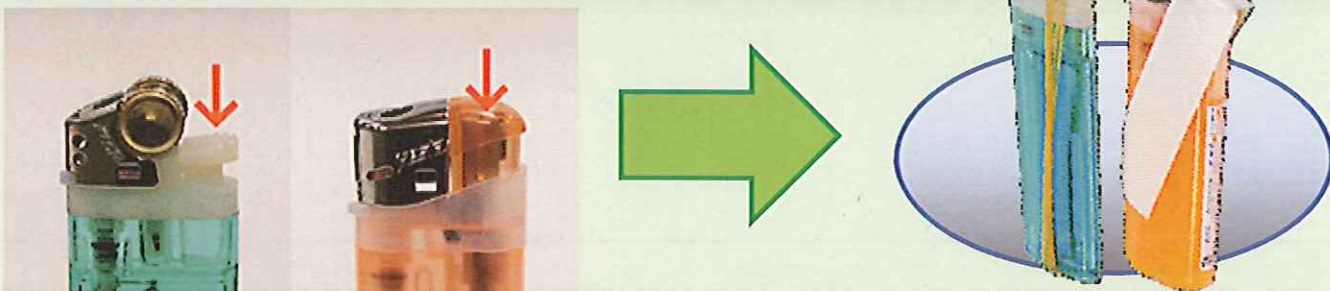
不要なライターは**ガス抜き**してから捨てましょう！

- ★ 日本国内では年間約6億個のライターが流通しており、そのほとんどがプラスチック製の**使い捨てライター**です。
- ★ **自治体のルールに従って**正しく廃棄しましょう。



ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。



- ① 周囲に**火の気のない**ことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤ この状態のまま付近に**火の気のない、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：社団法人日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>)

本リーフレットの問い合わせ先

消費者庁	消費者安全課	電話番号 03-3507-9201
経済産業省	製造産業局日用品室	電話番号 03-3501-1705
	商務流通グループ製品安全課	電話番号 03-3501-4707
環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	電話番号 03-5501-3154

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の**大人の注意**が欠かせません!!



子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなったライターが、ありませんか？

※年間約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。

〔出典〕平成20年国内需要動向調査報告書(喫煙具) (社)日本喫煙具協会

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会HPをご覧ください。
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



子どもが簡単に使えないライターが販売されています

子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないと販売できない規制が導入されます。

幼児対策を施したライターは、規制導入に先行して販売されますので、ご購入が可能です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検索